

第2部 災害予防計画

改訂案

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表した場合 	全部局 (※1)
災害対策本部	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合 	全部局
	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度6弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報(特別警報)を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合 	
	3号配備	気象庁が本市で震度6強以上の揺れを観測したと発表した場合	

※1 配備指令発令基準に該当する事象の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第2部 災害予防計画

現行

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度4の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表した場合 	全部局 (※1)
災害対策本部	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合 	全部局
	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報(特別警報)を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合 	
	3号配備	気象庁が本市で震度6弱以上の揺れを観測したと発表した場合	

※1 配備指令発令基準に該当する事象の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第3部 災害応急対策計画

改訂案

第2章 災害対応組織の設置

第1節 震災発生時の配備指令の発令

本市域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長等は配備指令を発令する。

配備指令は、「警戒配備」、「災害対策本部1号配備」、「災害対策本部2号配備」、「災害対策本部3号配備」に区分され、各対策部(部局)はその発令に応じた災害活動組織を設置し、応急対策を実施する。

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表した場合 	全部局 (※1)
災害対策本部	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合 	全部局
	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度6弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報(特別警報)を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合 	
	3号配備	気象庁が本市で震度6強以上の揺れを観測したと発表した場合	

※1 配備指令発令基準に該当する事象の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第3部 災害応急対策計画

現行

第2章 災害対応組織の設置

第1節 震災発生時の配備指令の発令

本市域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長等は配備指令を発令する。

配備指令は、「警戒配備」、「災害対策本部1号配備」、「災害対策本部2号配備」、「災害対策本部3号配備」に区分され、各対策部(部局)はその発令に応じた災害活動組織を設置し、応急対策を実施する。

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度4の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表した場合 	全部局 (※1)
災害対策本部	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合 	全部局
	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報(特別警報)を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合 	
	3号配備	気象庁が本市で震度6弱以上の揺れを観測したと発表した場合	

※1 配備指令発令基準に該当する事象の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第5章 避難対策

改訂案

第1節 避難対策等にかかる基本方針

1 住民の避難対策にかかる基本方針

地震災害時に、危険区域にある市民を安全地域に避難させ、人的被害の軽減と避難者の援護を図る。

なお、市域で震度 $\boxed{5強}$ 以上の地震が観測された場合には、全震災時避難所を開設する。

2 帰宅困難者の解消にかかる基本方針

帰宅困難者対策の基本は、企業、学校など事業所や組織の責任において帰宅困難者の抑止に努めることである。

しかし、大規模な震災により交通障害が発生した場合には駅周辺等に帰宅困難者が滞留することを想定し、関係機関と連携し帰宅困難者対策にあたる。

第2節 避難指示の発令

1 避難指示

市長等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために避難の必要があると認めるときは、次により避難指示を発令する。

(1) 発令基準

種別	概要
避難指示	○気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報を「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に発表した場合 ○地震災害により住民の生命に危険が認められる場合

(2) 実施者

市長は、住民の生命、身体に危険が及ぶと認められるとき、危険地域の住民に対して避難を指示する。（災害対策基本法第60条）

なお、市長不在時等の代行者については、下表によるものとする。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理人	市長の判断を仰ぐいとまがない場合や、市長が不在の場合には、副市長等の職務代理人が市長の権限を代行し実施し、実施後その旨を市長に報告する。

第5章 避難対策

現行

第1節 避難対策等にかかる基本方針

1 住民の避難対策にかかる基本方針

地震災害時に、危険区域にある市民を安全地域に避難させ、人的被害の軽減と避難者の援護を図る。

なお、市域で震度5弱以上の地震が観測された場合には、全震災時避難所を開設する。

2 帰宅困難者の解消にかかる基本方針

帰宅困難者対策の基本は、企業、学校など事業所や組織の責任において帰宅困難者の抑止に努めることである。

しかし、大規模な震災により交通障害が発生した場合には駅周辺等に帰宅困難者が滞留することを想定し、関係機関と連携し帰宅困難者対策にあたる。

第2節 避難指示の発令

1 避難指示

市長等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために避難の必要があると認めるときは、次により避難指示を発令する。

(1) 発令基準

種別	概要
避難指示	○気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報を「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に発表した場合 ○地震災害により住民の生命に危険が認められる場合

(2) 実施者

市長は、住民の生命、身体に危険が及ぶと認められるとき、危険地域の住民に対して避難を指示する。（災害対策基本法第60条）

なお、市長不在時等の代行者については、下表によるものとする。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理人	市長の判断を仰ぐいとまがない場合や、市長が不在の場合には、副市長等の職務代理人が市長の権限を代行し実施し、実施後その旨を市長に報告する。

改訂案

(2) 避難誘導の実施

避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った場合には、消防、警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、避難経路の安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路での避難誘導実施に努める。

避難対象	避難誘導実施者
住民	消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織
学校施設、保育施設	教職員
社会福祉施設	施設職員
事業所等	施設の防火管理者、管理責任者、施設管理者等

第3節 震災時避難所の開設・運営**1 震災時避難所の開設**

震災時避難所は、地震の発生が勤務時間内外の場合に応じて適切に開設する。

なお、大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表された場合には、浸水が予測される避難所の開設を一時見合わせる等の措置を行う。

区分	概要
勤務時間内	<ul style="list-style-type: none"> ○施設管理者は、発災直後で避難所支援班の到着を待ついとまがない場合には、施設管理者の判断で避難者の受入れに必要な措置を実施する。 ○市民安全対策部は、震度$\boxed{5}$強以上の地震が観測された場合には、震災時避難所の開設準備のため、市民安全対策部避難所支援班（以下、避難所支援班という。）に指名した職員を派遣し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。
勤務時間外	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者は、発災が夜間や休日などの時間帯で、地域内の被害が甚大であり、避難所支援班や施設管理者の到着を待ついとまがなく、避難を優先させる場合に限り、震災時避難所運営マニュアルの手順により施設の安全性を確認した後、体育館を開放し避難する。 ○避難所支援班に指名された職員は、震度$\boxed{5}$強以上の地震が観測された場合には、指定された震災時避難所に参集し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。なお、発災直後で施設管理者の到着を待ついとまがない場合には、避難所支援班の判断で避難者の受入れに必要な措置を実施する。

現行

(2) 避難誘導の実施

避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った場合には、消防、警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、避難経路の安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路での避難誘導実施に努める。

避難対象	避難誘導実施者
住民	消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織
学校施設、保育施設	教職員
社会福祉施設	施設職員
事業所等	施設の防火管理者、管理責任者、施設管理者等

第3節 震災時避難所の開設・運営**1 震災時避難所の開設**

震災時避難所は、地震の発生が勤務時間内外の場合に応じて適切に開設する。

なお、大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表された場合には、浸水が予測される避難所の開設を一時見合わせる等の措置を行う。

区分	概要
勤務時間内	<ul style="list-style-type: none"> ○施設管理者は、発災直後で避難所支援班の到着を待ついとまがない場合には、施設管理者の判断で避難者の受入れに必要な措置を実施する。 ○市民安全対策部は、震度5弱以上の地震が観測された場合には、震災時避難所の開設準備のため、市民安全対策部避難所支援班（以下、避難所支援班という。）に指名した職員を派遣し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。
勤務時間外	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者は、発災が夜間や休日などの時間帯で、地域内の被害が甚大であり、避難所支援班や施設管理者の到着を待ついとまがなく、避難を優先させる場合に限り、震災時避難所運営マニュアルの手順により施設の安全性を確認した後、体育館を開放し避難する。 ○避難所支援班に指名された職員は、震度5弱以上の地震が観測された場合には、指定された震災時避難所に参集し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。なお、発災直後で施設管理者の到着を待ついとまがない場合には、避難所支援班の判断で避難者の受入れに必要な措置を実施する。